

相談して
ください！

広島労働局があなたのお力になります！

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設（令和4年10月1日施行）や、雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化（令和4年4月1日施行）などの改正を行いました。

育児休業の対象となる有期雇用労働者の要件緩和（令和4年4月1日施行）や、育児休業の分割取得も可能（令和4年10月1日施行）となります。

労働者の方はもちろん、中小企業事業主の皆さまからの相談も受け付けていますので、お悩み、お困りの方は、ご相談ください！！ **個別相談会開催中**

広島労働局 雇用環境・均等室で

育児休業制度等相談窓口を開設中！

開設期間：令和3年11月29日（月）～令和5年3月31日（金）

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）



相談は無料です。匿名でも大丈夫です。プライバシーは厳守します。

広島労働局 雇用環境・均等室へ（TEL 082-221-9247）